

今回の技術規制見直しのとりまとめの方向性について(案)

平成29年6月19日
航空局安全部

今回の技術規制見直しのとりまとめの方向性について(案)

航空需要の増大

- ・政府として2020年訪日外国人旅客4,000万人の目標達成に向けた取組を推進
- ・平成28年の訪日外客数は2403万人(前年比+21.8%)と過去最高を更新

- ・2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催



航空産業の多様化

- ・平成24年に我が国初のLCCが就航し、その後本格化
- ・我が国航空会社の新型式機材導入が進展
- ・国産機開発も見据え、航空機製造・整備事業の規模拡大



人材確保競争の激化

- ・平成26年のLCCの計画減便等で、航空需要増大等に伴う操縦士等の確保が課題として顕在化
- ・年齢構成の問題等から、航空に限らず全業種で人材確保競争が激化

今回の技術規制見直しの主な項目

効率的な運航や空港運用に寄与する規制の見直し

燃料搭載基準の見直し No.23

近年の気象予測精度の向上等を受け不測の事態を考慮した航空機搭載最低燃料量の削減

共同で整備事業を営む企業の事業場認定 No.78

複数の企業が共同で航空機等の整備を行う事業場の認定の対象範囲を拡大

外国航空会社からの旅客便ウエットリース実施に向けた検討 No.21

我が国航空会社が外国航空会社から機材・人員をリースして行う運航形態(ウエットリース)の旅客便での実施に必要な安全基準の検討

操縦士の訓練・審査の一部見直し No.120

操縦士が異なる型式の航空機に乗務する際に必要となる訓練・審査を型式の類似性を踏まえて合理化

空港内の車両運転許可の見直し No.44

地上取扱業務を行う者の機動的配置を支援するため、車両運転許可に必要な講習・試験の合理化

人材確保に寄与する規制の見直し

機長認定制度の一部見直し No.150 ~152

航空運送事業者が機長候補者の認定を社内で行うための要件を見直し

認定事業場の確認主任者の要件見直し No.60 61

国が認定した事業場において、製造・整備等の実施後に基準適合性の確認を行う者に求められる学歴等の要件を見直し

手続の簡素化・合理化

海外のシミュレータ認定手続の簡素化 No.132

海外当局の認定を受けたシミュレータに対する我が国の認定手続の簡素化に向けた検討

航空安全情報の提供システムの改善 No.11 12

航空安全情報に一元的にアクセス可能なポータルサイトの設置や、事業者からの報告システム(ASIMS)の改善

航空需要増大への機動的な対応

新たな航空産業の発展

航空業界における人材確保

航空の安全を確保しつつ、利用者利便を向上

今回の技術規制見直しのとりまとめの方向性について(案)

効率的な運航や空港運用に寄与する規制の見直し

燃料搭載基準の見直し No.23

現行制度 【分類B1】

航空機への搭載燃料量については、目的地までの飛行に必要な量や不測の事態が発生した場合を考慮し、必要量の基準が設けられている

見直しの概要

近年の気象予測精度の向上等を受け不測の事態を考慮し、航空機に搭載しなければならない最低燃料量を削減

見直しの効果

航空機への搭載燃料量が減ることによるコスト低減



共同で整備事業を営む企業の事業場認定

No.78【分類B2】

現行制度

航空機や装備品の整備を行う事業場について、特定の航空会社及びその関係会社に限って共同で国の認定を受けることが可能

見直しの概要

複数の企業が共同で認定を受けることができる対象範囲を、航空会社及びその関連会社以外にも拡大

見直しの効果

設備管理や委託管理の一元化に伴う整備業務の効率化



外国航空会社からの旅客便ウエットリース実施に向けた検討

No.21【分類B3】

現行制度

我が国航空会社が外国航空会社から機材・人員をリースして行う運航形態(ウエットリース)については貨物便でのみ可能

見直しの概要

我が国航空会社による外国航空会社からのウエットリースの旅客便での実施に必要な安全基準の検討を実施

見直しの効果

繁忙期における機動的な人員・機材の確保

操縦士の型式移行訓練・審査の見直し No.120,154

【分類B2,B3】

現行制度

エアライン機の操縦士資格は航空機の型式別に設定されており、別の型式に乗務する際には訓練・審査を経て資格等を取り直す必要がある

見直しの概要

エアライン機の操縦士が操縦特性が類似している別の型式に乗務する際の訓練・審査について合理化

見直しの効果

訓練・審査期間短縮によるコスト低減及び乗員稼働率向上



空港内の車両運転許可手続見直し

No.44

【分類B1】

現行制度

空港の制限区域内で車両を運転するためには、空港管理者による講習・試験を経て車両運転許可を受ける必要がある

見直しの概要

空港内車両運転許可を有している者が他の空港において許可を受ける際に講習・試験を免除することができるよう手続を見直し

見直しの効果

地上取扱業務人材の共用化による効率的な空港運営



手続の簡素化・合理化

海外のシミュレータ認定手続の簡素化

 No.132
【分類B3】

現行制度

操縦士の訓練や審査に当たってシミュレータを使用するためには書類・実地の検査を経て国土交通大臣の認定を受ける必要がある

見直しの概要

海外当局の認定を受けたシミュレータについて、我が国の認定手続の簡素化に向けて検討

見直しの効果

海外に存在するシミュレータを使用する際の負担軽減による操縦士の効率的な訓練実施



航空安全情報の提供システムの改善

 No.11,12
【分類B2・B3】

現行制度

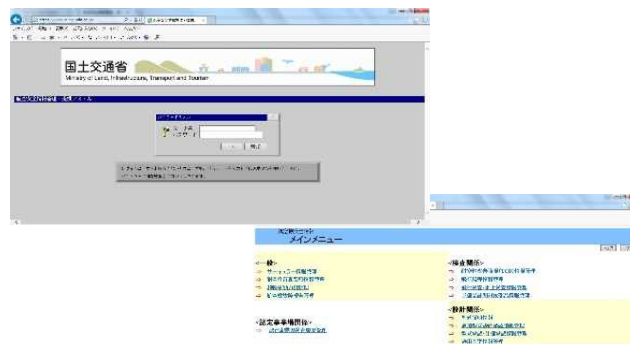
国土交通省のウェブサイト等において航空関係の法令・通達等の情報提供を行うとともに、航空会社から必要な報告を受けるためのシステムを設置

見直しの概要

航空安全情報を一元的に掲載するポータルサイトを開設するとともに、事業者からの報告を行うためのシステム(ASIMS)を改善

見直しの効果

一元的に情報を閲覧可能とすることや、システムの使い勝手向上による事業者の業務効率化



現行の航空安全情報管理・提供システムの画面

人材確保に寄与する規制の見直し

機長認定制度の一部見直し

 No.150
~152

【分類B2・B3】

現行制度

航空会社の機長は国の審査官の審査を経て認定を受ける必要があるが、必要な要件を満たした場合には社内で審査を行うことが可能

見直しの概要

航空会社が機長になろうとする者の認定を社内で行う際に求められる要件等、機長認定に係る要件を見直し

見直しの効果

航空会社社内で行える機長認定の要件見直しによる社内で審査可能な範囲が拡大

認定事業場の確認主任者の要件見直し

No.60,61

【分類B2】

現行制度

国が認定した事業場において、製造・整備等の業務実施後の基準適合性の確認を行う確認主任者は、学歴、資格等の要件を満たす必要がある。

見直しの概要

現行の学歴等の確認主任者の要件と同等とみなせる範囲を拡大

見直しの効果

確認主任者となる候補者の対象拡大・整備士や航空技術者等の人材の有効活用